



地震

ハザードマップ



指定緊急避難場所への避難

名古屋市災害対策本部・昭和区本部(昭和区役所)
 TEL / 731-1511(代表)
 735-3811~5(ダイヤルイン)
 FAX / 733-5534

官公署(□印)

- | | | | |
|---|------------|---|---------|
| A | 昭和区役所 | D | 昭和消防署白金 |
| B | 昭和消防署 | E | 昭和土木事務所 |
| C | 昭和消防署八事出張所 | | |

凡例



指定緊急避難場所(地震の揺れ、大規模な火事)
【広域避難場所】

地震・大規模な火事の指定緊急避難場所であり、大火災から避難者を守るための空間を有している公園・緑地など。



指定緊急避難場所(地震の揺れ)【一時避難場所】

地震の指定緊急避難場所であり、一時的に避難して様子をうかがうところ。



応急給水施設(常設給水栓・仮設給水栓)

広域避難場所などに整備しており、災害時には上下水道局職員や応援協定を締結している民間事業者が開設する施設。



応急給水施設(地下式給水栓)

給水区域内全ての公立小中学校に整備されており、災害時には避難者自らが操作し、水を確保する施設。



災害応急用井戸(事業所)

大地震発生時の生活用水(飲料水ではありません)の確保を目的とし、事業所、工場などが持つ井戸のうち、災害時に地域住民に提供いただける井戸。



土砂災害(特別)警戒区域

土砂災害の発生のおそれがある区域。



区界



学区界 (学区界はおおよそです。詳しくは、各区役所へお問い合わせください。)

